

東海村創業スクール受講料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、開業率の向上による地域経済の活性化及び雇用の確保に資するため、東海村創業支援等事業計画に特定創業支援事業として位置づけられた創業スクール（以下「創業スクール」という。）を適切に受講した者に対し、その受講料について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、東海村補助金等交付規則（平成18年東海村規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、村内に住所を有する者であって次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 他の制度により、創業スクールに係る受講料の全部又は一部を補助金として受給していないこと。
- (2) 村税（東海村税条例（昭和37年東海村条例第12号）第3条の普通税及び目的税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、創業スクールに係る受講料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、創業スクールに係る受講料の全額とする。ただし、11,000円を限度とする。

(補助の制限)

第5条 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、受講する創業スクールの第1回開催日の前日までに東海村創業スクール受講料補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- （1） 創業スクールの概要が確認できるパンフレット等
- （2） 村税に滞納がないことを証する書類
- （3） 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、東海村創業スクール受講料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（補助金の交付の時期及び請求）

第8条 村長は、前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が創業スクールの受講を終了した後において、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助に係る創業スクールの修了証書の交付の日から起算して30日以内に、東海村創業スクール受講料補助金請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて村長に請求しなければならない。

- （1） 受講料の領収書の写し
- （2） 修了証書の写し
- （3） 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
（虚偽等による交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 村長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付決定を

取り消したときは、東海村創業スクール受講料補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、既に交付した補助金があるときは、東海村創業スクール受講料補助金返還通知書（様式第5号）により前段の規定による通知の日から20日以内の期日を定めて、当該取消しに係る補助金を返還させなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

